

県立広島大学経営情報学部論集投稿規定

制定 平成 20 年 3 月 31 日

(投 稿 者)

第 1 条 論集の投稿者（執筆者）は次のとおりとする。

- (1) 本学経営情報学部の専任教員
- (2) 本学経営情報学部の専任教員との共同執筆者
- (3) その他論集委員会（以下「委員会」という）の認めた者

(論文等の種類)

第 2 条 投稿論文等は次の種類とし、原則として未刊行のものに限る。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 書評
- (4) その他委員会の認めたもの

(原稿の採否等)

第 3 条 原稿の採否、掲載の順序等は、委員会が審査のうえ、決定する。また委員会は原稿の内容や形式について説明または修正を要求することができる。必要な場合、委員会は原稿について第三者に意見を求めることができる。

(原稿の提出)

第 4 条 原稿は委員会が定めた日までに提出しなければならない。

- 2 原稿の書き方は、県立広島大学経営情報学部論集投稿細則による。
- 3 原稿の受理日は、委員会が完成原稿と認めた日とする。

(著作権)

第 5 条 掲載された論文等の著作権は本学に帰属する。

附 則

この規定は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。